

手話は、音声言語と異なり、手や指、体の動き、顔の表情を使って視覚的に表現する言語である。ろう者（聴覚障害者のうち、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。以下同じ。）は、物事を考え、意思疎通を図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話を大切に育んできた。

しかしながら、過去には手話が言語として認められず、手話を使用しやすい環境が整えられてこなかったことから、手話を必要とする人は、必要な情報を十分に得られず、意思疎通を図ることに多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

こうした中で、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において手話は言語として位置付けられるなど、障害者を取り巻く状況は大きく変わってきている。

本町においても、手話は言語であるとの認識に基づき、手話の理解と広がりをもって地域で支え合い、障害の有無にかかわらず、手話を使って安心して暮らすことができる共生社会の町を目指し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、手話は言語であるとの認識に基づき、手話への理解の促進及び普及並びに手話を使いやすい環境整備などの基本理念を定め、町の責務とともに町民及び事業者の役割を明らかにし、総合的、かつ、計画的に施策を推進することにより、全ての町民が共生する地域社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第2条 手話への理解の促進及び普及は、手話が言語であることが認識され、ろう者が手話による意思疎通を円滑に図る権利を有し、その権利が尊重されることを基本として行わなければならない。

（町の責務）

第3条 町は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、手話への理解の促進及び普及を図り、手話を使用しやすい環境にするための施策を推進するものとする。

（町民の役割）

第4条 町民は、基本理念に対する理解を深め、手話を使用しやすい環境づくりに努めるとともに、手話に関する町の施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第5条 事業者は、基本理念を尊重し、町が推進する施策に協力するよう努めるとともに、ろう者が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備に努めるものとする。

（施策の推進）

第6条 町は、次に掲げる施策を推進するものとする。

- （1） 手話への理解の促進及び普及に関する施策
- （2） 手話を学ぶ機会の提供に関する施策
- （3） 手話による情報の発信及び手話を使用しやすい環境づくりに関する施策
- （4） 手話による意思疎通支援に関する施策
- （5） 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める施策

2 町は、前項に規定する施策の推進に当たっては、必要に応じ、手話を必要とする人、手話通訳者等の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めるものとする。

（その他）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。